

地方財政の充実・強化を求める意見書

急激な少子・高齢化の進展に伴い、地方公共団体は、子育て支援策の充実、医療・介護など社会保障制度の整備や人口減少における地域活性化対策に加え、脱炭素化を目指した環境対策、行政のデジタル化推進など、多岐にわたる、新たな役割が求められています。

しかしながら、地域公共サービスを担う人材が不足し、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や、近年多発している大規模災害への対応も迫られています。

こうした地方自治体の現状を踏まえ、政府は、いわゆる「骨太方針2021」に基づき、地方の歳出水準については、安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を令和4年度まで確保することとしています。増大する行政需要に十分対応し得るのかが懸念されます。

このため、令和5年度の政府予算と地方への財政措置の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すために政府に以下の事項の実現を求めます。

- 1 社会保障の維持・確保、防災・減災、地域活性化にむけた取組の充実や、デジタル化・脱炭素化の推進など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える、人件費も含む、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、子ども・子育て支援、地域医療の確保、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しや児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を支える財政措置を講じること。
- 3 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策としてのワクチン接種体制の確保、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化、さらには、感染症対応業務のみに限定しない保健所体制・機能の強化など十分な財源措置を図ること。また、コロナ禍対策として行った国

定資産税の軽減措置については、令和4年度をもって終了すると共に、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、減税等を検討する際には、地方の財政運営に支障が生じることがないように、地方公共団体等の意見を十分に反映し、慎重に検討すること。

- 4 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査などを行い、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
- 5 デジタル・ガバメントの推進においては、自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年6月21日

三原市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣(地方創生担当)

内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当) あて